

北栄町地域おこし協力隊インターン募集要項

北栄町では、都市地域の意欲ある人材を積極的に受入れ、地域に住んでいる人が気付いていない魅力的な資源を新たな視点や感性で掘起し、そこに住む人々と協力して地域おこしに取り組む「地域おこし協力隊インターン（インターン隊員）」を募集します。

【地域おこし協力隊とは】

地域力の維持・強化を目的とする総務省の推進プロジェクトで、都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、最長３年間、地域協力活動に従事していただきながら北栄町への定住・定着を図っていくものです。町では定住に向けた起業・就業のサポートをしていきます。

【インターン制度について】

正規の協力隊員として着任する前に、一定期間、「インターン隊員」として実際の協力隊活動や活動地域での暮らしを体験することができます。着任後の生活をイメージしやすくなるので、応募前の不安やミスマッチを防ぐことができます。

1 募集人数	若干名
2 身分・委嘱期間	町との雇用関係はなく、地域おこし協力隊インターンとして委嘱します。委嘱期間は、２週間以上３か月以内とします。（～令和９年３月３１日）
3 活動条件等	（１）報償費 日額１２，０００円 ※ 報償費以外の支給はありませんので、宿泊費や活動経費については、本人負担となります。 ※ 受入先までの交通手段は各自でご用意ください。町及び受入先による送迎は行いません。 ※ 活動のない日の支給はありません。 ※ 支給時には、源泉所得税が控除されます。 （２）活動日数 週５日を基本とする ※ 原則、下記が活動日・時間となります。すべて昼休憩１時間含む。 ①イチゴ…【月～金曜日】午前８時～午後３時 ②ブドウ…【月～木曜日】午前８時～午後４時３０分 （３）待遇、福利厚生 社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険）の加入はありません。 ※ 万が一、活動中に怪我や病気等にあわれても自己責任となりますので、必要な方はご自身で保険等へ加入してください。

4 活動内容	以下の①②を選択・組み合わせることができます。 ① イチゴ栽培を通した農業振興に係る地域おこし協力隊インターン (株)北栄ドリーム農場で、イチゴの栽培技術習得を通して、協力隊活動や活動地域での暮らしを体験します。 ・イチゴ栽培及び関連する業務 ・観光農園の運営補助（3月上旬～5月中旬のみ） ・農業（農産物）に関連する情報発信活動 ・地域農業に関する見学、交流その他の活動 ・その他（地域活性化に関する支援活動など） ② ブドウ産地活性化地域おこし協力隊インターン (株)北条ワイン醸造所で、ブドウの栽培技術習得を通して、協力隊活動や活動地域での暮らしを体験します。 ・ワイン用ブドウ栽培、ブドウのPR活動 ・ワインの仕込み ・農業（農産物）の情報発信活動 ・その他（地域活性化に関する支援活動など）
5 応募資格	(1) 年齢が応募時点で20歳以上62歳以下の方 (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有する方 （北栄町への住民票の異動は要しません） <u>※居住地域の応募資格については、事前にお問合わせください。</u> ※ なお、インターン期間終了後に、正規の地域おこし協力隊として採用された場合は、北栄町への住民票の異動が必要です。 (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方 (4) パソコン（ワード、エクセル及びインターネットなど）の一般的な操作ができ、情報の収集や発信が可能な方 (5) 地域の活性化に意欲があり、地域住民と積極的に協働できる方
6 応募手続	(1) 応募受付期間 ～令和9年2月26日（金） (2) 次の必要書類を町へ提出してください（郵送・メール可）。 ① 市販の履歴書（JIS規格形式A4サイズ） ② 住民票抄本
7 選考方法	書類及び面接による審査を行います。 一次審査（書類審査）、二次審査（オンライン面接による審査）

8 応募書類提出先・お問合せ先	北栄町 産業振興課 農商工推進室 住所 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1 電話 0858-37-3153 FAX 0858-37-5339 E-mail sangyo@e-hokuei.net
-----------------	--

参 考

【地域おこし協力隊】

インターン終了後に、地域おこし協力隊に採用された場合の要件等は以下のとおりとなります。

※協力隊の募集状況については、お問合せください。

1 業務内容	地域おこし協力隊インターン時の業務を継続
2 雇用形態	北栄町の会計年度任用職員（パートタイム）
3 任用期間	・任用開始の日からその属する年度の3月31日までとし、活動実績等により、最長3年まで延長します。 ※ ただし、任期終了後に北栄町内で起業・事業承継を行うことを希望し、町長が必要と認めた場合は、さらに2年延長（最長5年）することができます。 ・任用開始日は、採用予定者と調整のうえ決定します。
5 賃金等	（1）報酬： 月額171,000円（任用期間により変動） ※ 社会保険料等の本人負担分が差引かれます。 （2）手当： 期末・勤勉手当（任用期間により変動）、通勤手当 （3）社会保険等： 厚生年金、健康保険、雇用保険 （4）住居： 家賃月額50,000円まで助成します。 ※ 敷金・礼金等の手数料、転居にかかる費用、生活備品、光熱水費は自己負担となります。
6 勤務日・勤務時間・休日	原則1週間当たり30時間勤務を基本とします。 ただし、必要に応じて時間外・勤務日以外の勤務もあります。